

2022年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています、

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大は負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【高齢福祉課】

第8期計画期間における標準給付費見込額を推計し、必要保険料額の設定を行います。保険料の段階については、所得に応じて多段階にし、対応をしていく予定です。

介護保険法では、要介護者を社会全体で支えあい、国民の共同連帯の理念に基づき、

公平に費用負担することとされているため、低所得の方にも負担をお願いしております。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

【高齢福祉課】

本市におきましては、国が示す財政支援の基準に沿って新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免を実施しておりますが、本市の財政状況は大変厳しい状況であることから、独自要件による減免実施は難しいと考えております。

今後も引き続き、当該減免制度に関する国の動向を注視してまいります。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

主たる生計維持者が被災したり、死亡・重大な障がいを受ける等の場合や、事業の休業、天災による不作などの場合には保険料の減免が可能です。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により利用料を軽減しております。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【高齢福祉課】

介護保険法において、低所得者の方については、介護保険施設やショートステイ利用時に食費、居住費の負担軽減を行っております。

自治体での独自の補助制度運用は考えておりませんが、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないください。

【高齢福祉課】

国は法令において、訪問介護「生活支援」の回数制限は利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについては回数制限を行うこととしております。

本市においても、法令に従い原則として回数制限を行っておりますが、制限回数を超えたケアプランについては個別地域ケア会議等を行い、利用者の心身の状況及びその置

かかれている状況について十分な検討を行った上で、そのサービスが必要と判断した場合は回数制限を超えて利用を認めています。今後の運用についても、国の動向等に注視してまいります。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【高齢福祉課】

サービス利用の際には、利用者の方の意向と状態をアセスメントし、必要に応じたサービスを利用できるようにしています。利用するサービス内容を一方的に押し付けることや、利用の期限を区切っての卒業ということは行っておりません。

③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。

【高齢福祉課】

利用者の身体状況等から福祉用具の貸与が必要な方への例外給付は、あくまで例外的な取扱いです。

また、福祉用具の安易な使用は利用者の自立を阻害する恐れもありうるため、例外給付は適切な手順により利用者の状態及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づいて行われる必要があります。

本市においては、例外給付の対象に該当するか否かを事前に市が確認することで適切な給付につなげております。

④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

【高齢福祉課】

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の心身の機能低下を早期に発見するため、シニアいきいきアンケートを実施し、認知症初期集中支援チームへつなぐなどの早期対応を行っております。未回答者については、フォローアップとして健診や医療の受診状況を確認し、個別訪問等で介護予防を図っております。

また、地域の集いの場に医療・保健・福祉担当職員が出向き、介護予防の普及啓発を行っております。

(3) 基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢福祉課】

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)策定時に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、介護支援専門員調査の結果や、毎年実施している市内介護サービス事業所に対する利用状況調査の結果をもとに、必要数を推計し、整備していきます。

第8期計画においては、グループホーム、小規模多機能施設を各1施設、整備する計画となっております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【高齢福祉課】

本人が認知症や知的障がい・精神障がい等であったり、単身世帯・同居家族が高齢又は病弱等、本人に対し家族等による深刻な虐待があるといった4つの条件のいずれかに該当する者において特例入所を適用しており、愛知県において示された入所選考指針を準用しております。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

高齢者サロンについては、社会福祉協議会がサロン運営に対して助成等の支援を行っております。

認知症カフェについては、地域包括支援センターがボランティアの協力を得ながら「ふれあいカフェ」として開催しております。また、地域の方々が主催する「ふれあいカフェ」については、運営方法やカンファレンス実施等の支援をしております。

助成については、令和元年度よりあま市認知症カフェ運営補助金交付要綱を制定し、申請いただいた団体に対し補助金を交付しております。また、民間事業所等で開催されている認知症カフェについては、地域包括支援センターの窓口チラシ等を置き情報提供しております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢福祉課】

利用者の一時支払いの負担軽減のため、本年度より、住宅改修、福祉用具購入につきましては、受領委任払い制度を実施しております。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【高齢福祉課】

加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度については、令和5年度から実施する方向で進めており、要件等について検討しているところです。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【高齢福祉課】

令和元年10月より特定処遇改善加算が創設されました。本市においても、介護職員の処遇が改善されるよう、事業所に対し、加算の取得について周知していきます。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【高齢福祉課】

本市の指定する介護保険サービス事業所への実地指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導しております。

また、今後、実地指導や集団指導において介護サービス報酬における夜間体制に関する加算を積極的に算定するように推奨していきます。

国への要望や市独自の財政支援については、県や他市町村の動向に注視してまいります。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1から5かつ認知症高齢者自立度Ⅱ以上又は障害高齢者自立度A以上の方を対象に実施しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【高齢福祉課】

対象者に個別に一括で認定書を郵送しております。また、申請書を窓口に提出していただいた際にも、該当者の場合は認定書を即日交付しております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【保険医療課】

国保制度改革に伴い、県の示した運営方針に沿って保険料(税)を定めてまいります。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、低所得世帯のための保険税の減免制度の実施は難しいと考えております。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、18歳までの子どもに対する保険税減免制度の実施は難しいと考えております。

③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

【保険医療課】

国が示す財政支援の基準に沿って新型コロナウイルス感染症にともなう国民健康保険税の減免を実施しておりますが、本市財政状況は大変厳しい状況であることから、財政支援基準以上の拡充は難しいと考えております。

また、既存の減免制度の要件拡充につきましても、同様の理由により難しいと考えております。

今後も引き続き、当該減免制度に関する国の動向を注視してまいります。

(3)傷病手当金

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

【保険医療課】

国が示す財政支援の基準に沿って新型コロナウイルス感染症にともなう傷病手当金の支給を実施しておりますが、本市財政状況は大変厳しい状況であることから、支給対象に事業主を加えることは難しいと考えております。

今後も引き続き、当該傷病手当金制度に関する国の動向を注視してまいります。

②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、新型コロナウイルス感染症以外の傷病を対象とすることは難しいと考えております。

今後も引き続き、傷病手当金制度に関する国の動向を注視してまいります。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【保険医療課】

平成29年度以降、資格証明書の交付実績はございません。

未納がある世帯には、面談を通じて生活状況を把握するよう努めており、納付状況に応じて有効期間が原則6カ月以内の短期保険証、又は通常の保険証を交付しております。

②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【保険医療課】

未納がある世帯には、面談を通じて生活実態を把握するよう努めております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【保険医療課】

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【保険医療課】

一部負担金の減免基準は、生活保護基準の1.3倍を超え1.4倍以下の世帯は猶予とし、1.155倍を超え1.3倍以下の世帯は2分の1減額、1.155倍以下の世帯は免除としております。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療課】

市公式ウェブサイトへの記事掲載及び窓口へのチラシ設置により、周知を図っております。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【保険医療課】

今年度中に、70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化する予定としております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

高裁の判決文を職員すべてが十分理解し、滞納処分に際しては適正に執行しております。

滞納者等からの納税相談は、生活実態等をお聞きしたうえで自主納付に向け指導しております。

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

【社会福祉課】

相談者には、可能な限りわかりやすく生活保護制度の説明を行い、申請を希望される方には適切に申請を受け付けておりますので、たらい回しの防止を含めてスムーズな生活保護の決定ができるよう心がけております。

- ★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

【社会福祉課】

申請書は誰もが見える所に置いておりませんが、相談をいただければ適切に対応を行うことができます。

生活困窮自立支援窓口と連携し、相談時に生活保護のしおりの配布、また、しおりに沿って説明を行うことにより、相談者に生活保護制度について理解をしてもらい、適切な対応を行っております。

- ★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【社会福祉課】

令和3年2月26日付で厚生労働省社会・援護局保護課より発出された通知「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点について」を遵守し、扶養照会が必要な方のみに行うこととしております。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【社会福祉課】

住居がない方からの申請があった場合は、無料低額宿泊所に入所していただくことができますが、保護開始後、居宅生活が可能となった時点でスムーズに移行できるよう努めております。

なお、本市では保護施設を設置しておりません。

- ★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【社会福祉課】

生活保護を開始した場合等に、基準の範囲内で設置費用を支給しております。また、故障等の際には、必要に応じ社会福祉協議会のつなぎ資金貸付を案内しております。

夏季手当につきましては、現行の生活保護制度で規定されておきませんので、支給することができません。

- ⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【社会福祉課】

ケースワーカーには、被保護世帯の自立助長のために適切な支援を行うことが求められていることから、適正な人員配置に努めるとともに、必要な研修の受講を進めております。

また、ケースワーカーの外部委託は検討しておりません。

- ⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

【社会福祉課】

適正な人員配置に努めるとともに、女性ケースワーカーの配置もしております。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

【社会福祉課】

生活困窮者自立支援事業による相談業務を直営で行っておりますので、庁内関係部署と適切に連携することができております。また、社会福祉協議会等の外部関係機関とも必要に応じ連携し支援にあたるよう努めております。

- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

【社会福祉課】

住居確保給付金をはじめ生活困窮者自立支援事業に係る相談の増加に伴い、可能な限り速やかに対応するための人員を配置しております。なお、相談業務は原則として社会福祉士等の資格を有する者や相談業務経験の豊富な者で対応しております。

- ③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

【社会福祉課】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、国の通知等に基づいて支給を行っているため独自に要件を緩和することができません。

その他新たな支援制度につきましては、現時点では検討しておりませんが、国・県・他市町村の動向には引き続き注視してまいります。

- ④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

【社会福祉課】

生活福祉資金の特例貸付は社会福祉協議会の事業ですので、市で償還免除の可否の決定は行っておりません。

利用された方から、償還免除について相談や問い合わせがあった際には適切に案内するとともに、必要に応じ面談等を行い、困窮状態に陥らないよう支援を実施しております。

5. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

福祉医療制度については、県において様々な観点から議論が継続されているため、市としては、今後の県の動向を注視してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【保険医療課】

子ども医療費無料制度については、15歳年度末までの入院及び通院を現物給付で実施しており、18歳年度末までの入院(現金給付)の実施(令和4年10月1日から)に向け、令和4年9月議会に議案を提出しております。

入院時食事療養の標準負担額の助成について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【保険医療課】

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者の精神障害者医療費の助成について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【保険医療課】

後期高齢者福祉医療費給付制度の対象拡大について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【保険医療課】

妊産婦医療費の助成について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

6. 子育て支援

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【子育て支援課】

子どもの貧困対策計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で、子どもの貧困対策の推進やひとり親家庭等の自立支援の推進を含んで策定しております。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【子育て支援課】

ひとり親家庭の親の就職のため、主体的な職業能力開発の取組みの支援や、養成機関への入学時等における費用を負担することにより、生活の安定と自立の促進を図るよう自立支援給付金事業を実施しております。

- ③教育・学習支援への取組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【子育て支援課】

ひとり親家庭の中学生の学習及び進学意欲の向上を図るため、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度から開始しております。平成30年度と令和元年度には定員等の拡充、また、本年度からは新たに実施地区を増やし実施しております。

NPOやボランティアへの支援につきましては、必要に応じて研究していきます。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況などを加味して、認定の決定をしております。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

現段階では、支給内容の拡充予定はありませんが、他市町村の状況をみながら検討していきます。

なお、オンライン学習に関しては、保護者の費用負担が発生する運用を実施する具体的な計画ができていないため、未定としております。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

始業式、夏休み前、冬休み前に学校を通じて配布する保護者への就学援助の案内や市公式ウェブサイトおよび広報紙で年度途中でも申請できることを周知しております。

支給内容の拡充については、平成25年8月よりPTA会費と生徒会費の費目を追加しました。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

【学校給食センター課】

学校給食法第11条では「経費の負担」について明記されており、第2項の規定で食材料費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者負担することが定められておりますので、本市におきましても食材料費のみを学校給食費として負担していただいております。

また、本市では、保護者負担軽減措置として1食当たり10円を減額した金額で、給食費を徴収しておりますが、拡充につきましても限られた財源の中で、他の施策事業との調整を図りながら検討してまいります。

令和4年6月議会にて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、これまで通り栄養バランス等を考慮した給食の提供と保護者負担軽減のため、食材料費の高騰分を公費負担しております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

【子育て支援課】

就学前教育・保育施設等の給食に関する費用(副食費)については、国の基準により免除を実施しているところですが、これを上回る減免・補助制度については、他自治体における制度を参考に、今後研究したいと考えております。

(4) 保育施策の抜本的拡充

★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【子育て支援課】

公立施設の統廃合や民間移管については、先進自治体の動向を注視しつつ慎重に検討いたします。

★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

【子育て支援課】

認可保育所等の整備等については、あま市子ども・子育て支援事業計画に基づき検討してまいります。認可外保育施設等に対しては県と連携し指導監督を実施してまいります。

③ 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【子育て支援課】

企業主導型保育事業による保育施設については、県と連携し実態の把握に努めてまいります。

④ 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【子育て支援課】

保育士配置と保育室の面積にかかる基準については、国及び県の基準によるものとしております。自治体独自の上乗せ・拡充については現状考えておりません。

7. 障害者・児施策

★(1) グループホーム・入所施設の拡充

① 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。

【社会福祉課】

バリアフリーのグループホームについては、グループホーム設置数の増加に伴い、今後市内でも増加していくものと考えております。

また、夜間の職員体制についての補助については、自治体での独自の補助制度は考え

ておりませんが、今後の国の対応及び県や他の市町の動向に注視してまいります。

②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。

【社会福祉課】

地域生活支援拠点については、緊急時居室確保事業などの登録事業所を増やすなど、徐々に整備を進めております。短期入所の単独型については、近隣市町の状況を注視してまいります。

③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。

【子育て支援課】

今年度より、国により作成されたポスター及びリーフレットを活用し、市内の公共施設及び小中学校、店舗等に配布し、ヤングケアラーについての周知・啓発を行っております。日常的に家事や家族の世話をしている子どもの早期発見と、適切な支援につなげていくため、実態調査の実施についても研究していきます。

(2)障害福祉サービスの支給時間

①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【社会福祉課】

障害福祉サービスの支給につきましては、指定特定相談支援事業者が本人と面談の上作成した計画案に基づき、サービスの支給量を決定しております。また、セルフプランの場合は、本人から希望を聞き取った上で、必要な支給量を決定しております。

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【社会福祉課】

障害福祉サービスの利用料等は、国の指針に基づき、現行制度で対応しておりますので、無償化については考えておりません。

②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

【社会福祉課】

障害福祉サービスの利用者負担額を判定するための世帯範囲や収入及び所得割額の判定対象者につきましては、国の指針に基づき、現行制度で対応してまいります。

★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

- ①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

国の指針に基づき、原則「介護保険利用を優先」としますが、介護保険だけでは支援が難しい場合、もしくは介護保険制度にないサービスを利用希望の場合は、本人の意向に沿えるよう対応してまいります。また、介護保険制度が優先となる場合は、御理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

- ①独自の人材確保の施策をすすめてください。

【社会福祉課】

独自の人材確保の施策については現段階では考えておりません。

- ②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。

【社会福祉課】

事業の実態把握を行い、必要に応じて単価の引き上げを行っております。

- ③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

【社会福祉課】

海部東部障害者総合支援協議会において、障害福祉サービス事業者を対象とした虐待防止の研修会などを開催しております。今後とも、障害福祉サービス事業所職員の資質の向上に努めてまいります。

(6)災害時の障害者・児の避難対策

- ①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。

【安全安心課】

災害時における避難行動要支援者の福祉避難所として、民間社会福祉施設等を使用することに関する災害協定を、複数の民間社会福祉施設運営会社と締結しております。

今後も協定先を増やしていきたいと考えております。

【社会福祉課】

本市が現在、福祉避難所として協定締結している施設が18箇所あります。災害時に支援が必要な人々が安心して避難できる福祉避難所を確保するために、民間社会福祉施設に福祉避難所の必要性をご理解いただき、災害時の協定を締結できるように働きかけてい

ます。

- ②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。

【安全安心課】

市の地域防災計画作成・改訂に関して協議する防災会議には、社会福祉協議会等の社会福祉団体の方々にも委員として参加いただくなど、多くの方々の意見を計画に反映させるようにしております。

市総合防災訓練に関しましても、引き続き関係団体及び地域住民と共同で行う形で訓練計画を作成してまいります。

【社会福祉課】

障がい者・児が避難を適切に行えるよう、防災担当と連携・支援の下、自主防災会に個別支援計画を作成してもらい取り組みを進めています。

8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【健康推進課】

平成26年度から、子どもインフルエンザ予防接種について、1歳から小学校6年生までは2回、中学生は1回の助成券を発行し、1回1,000円の費用助成を行っておりますが、障がい者を対象とした助成は現在考えておりません。

麻しん(はしか)の任意予防接種について、妊娠を予定または希望している女性に対し、麻しん風しん混合ワクチンについては、5,000円、風しんワクチンについては、3,000円の費用助成を行っておりますが、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種の助成は考えておりません。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、带状疱疹ワクチンについて、国は定期化に向け検討することとしていますので、その動向を注視していきたいと考えております。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【健康推進課】

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種において、2,000円の自己負担金が必要ですが、現

在のところ引き下げは考えていません。また、任意予防接種事業の再開及び2回目の接種についての任意予防接種事業の予定はありません。

9. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【健康推進課】

産婦健診は、産後8週以内において1回助成しています。2回に拡充することは考えておりません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康推進課】

妊産婦歯科健診は、妊婦を対象に保健センターで実施しています。産婦については今後検討していく予定をしております。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康推進課】

歯科衛生士を常勤で3名配置しております。（うち1名は育休中）

10. 地域の保健・医療

①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【健康推進課】

保健センターの正規職員数は、令和4年4月1日現在41名であり、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年4月1日と比較すると8名増員しています。

②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【健康推進課】

地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床数については、県が主体となり、二次医療圏ごとに調整会議が行われてきました。海部医療圏においては、海部構想区域地域医療構想推進委員会として開催され、各病院の実態に即した病床数となるよう調整が図られており、あま市民病院の病床削減を行う予定はありません。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【健康推進課】

あま市民病院では令和元年度から指定管理者制度を導入し、その運営を(公社)地域医療振興協会に委ねていることから、医療従事者の確保についても、(公社)地域医療振興協会が行っています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、

グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

【社会福祉課】

グループホームにつきましては、今後市内において増加していくものと見込んでおります。また、報酬単価引き上げについては、国の基準に則っており、今後も国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

【健康推進課】

現在のところ考えておりません。国等の動向を注視していきたいと考えております。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

【子育て支援課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

【健康推進課】

現在のところ考えておりません。国等の動向を注視していきたいと考えております。

- ② すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

【社会福祉課】

減収分の補填については現段階では考えておりません。また、感染予防に係る補助金につきましては、地域生活支援事業者への感染予防に係る費用の助成事業を令和2年度に実施しております。

【高齢福祉課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

(4) 地域の医療介護

- ① 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

【健康推進課】

地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床数については、県が主体となり、二次医療圏ごとに調整会議が行われてきました。海部医療圏においては、海部構想区域地域医療構想推進委員会として開催され、各病院の実態に即した病床数となるよう調整が図られています。令和2年度からあま市民病院に回復期リハビリテーション病棟(45床)の開棟が認められて以降、あま市民病院の病床削減を行う予定はありません。

また、あま市民病院は感染症指定医療機関ではありませんが、現在、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、1病棟を専用病棟とし、5床から10床の専用病床を確保しつつ、中等症までの患者の受け入れを行っております。

②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

【高齢福祉課】

国及び県からの依頼に基づき市内事業所へ周知しております。

以上